

文教厚生委員会記録

令和6年1月15日開催

- 1 日 時 令和6年1月15日（月） 13：21～13：47
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 金久委員長 奥田副委員長
荒谷委員 幸坂委員 福島委員 広浦委員 水谷委員
福谷委員 久米委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 武田副議長
- 6 傍聴議員 渡部議員 西川議員 住友進一議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 坂本教育長 東條政策監
吉村市民部長 荒井環境管理部長 吉岡保健福祉部長
市瀬教育部長 小坂生活福祉課長 横手秘書広報課長 他
- 8 事務局 岡部事務局長 近藤議事課長 宮本課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 3名
- 10 記者席 4名

【 会議の概要 】

開 会 13 : 21

金久委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。
なお、四国放送のカメラが入っておりますこと御了承いただきたいと思います。
それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 皆様、お疲れ様でございます。この度は文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。
さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、令和5年度一般会計補正予算1件でございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ、御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

金久委員長 ありがとうございます。
本委員会の審査案件につきましては、付託されました市長提出議案1件であります。早速審査に入りたいと思います。

第20号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第8号）について

金久委員長 第20号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。小坂生活福祉課長。説明は着席して行っていただいて結構でございます。

【理事者説明 小坂 生活福祉課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 質問いたします。補正予算（第8号）説明資料の中の真ん中に、補正予算（第8号）についての部分の、令和6年度新たに非課税世帯・均等割のみ課税世帯になる世帯への給付に係る交付金のところが約50世帯。その下の、令和6年度新たに非課税世帯・均等割のみ課税世帯になる世帯への子ども加算金のところが、15人となっていますが、この世帯数と人数はどのようにして割り出されたのか教えてください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂でございます。水谷委員の御質問にお答えいたします。
新たに非課税世帯、もしくは均等割のみ課税世帯となる世帯50世帯及び、その世帯の18歳までの子ども15人につきましては、令和4年度に実施した給付金事業における家計急変世帯数を参考に見込数を算出いたしました。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 それでは、国からきている低所得者支援及び定額減税補足給付金自治体向け概要資料、12月22日時点版のところの6ページの部分ですね。ここには低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る制度概要の基準日の中の4番、新たに住民税均等割非課税世帯となる世帯の給付と、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯の給付のところ、基準日が、具体の日付は別途通知予定となっておりますが、いつを想定されているのでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂でございます。
具体的な日にちにつきましては国からの通知を待って、と考えております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 具体的な日付がわからないのに、今回、説明資料の中には50世帯、約15人と出してこられていますが、この人数で問題ないのでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂でございます。
この、新たに住民税非課税世帯、均等割になる世帯というのが家計急変世帯に当たる部分だと理解しております。よって、令和4年度に行いました家計急変の世帯数を参考に、見込みとして挙げているものでございます。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 参考の見込みということですけど、確定されていないものに対して予算を組まれているわけですが、国のほうから確定日がきて、実際、支出するようになったときに差額が生じるかと思うんですけれども、そこは、最終的にどのような処理をされるのか、お教えてください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。
答弁について精査させていただきたいので、少しお時間をいただければと思います。

金久委員長 小休いたします。

小 休 13：35～13：35

金久委員長 再開いたします。小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。水谷委員の御質問にお答えいたします。
国のほうから基準日が確定し、決まりましたのち、不足額が出た場合は補正をさせていただこうと考えております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 もう1点、お願いします。12月18日、全員協議会の配布資料では、子どもの対象範囲は平成17年4月2日から令和6年4月1日生まれとなっていました。今日、御説明の、新たに住民税均等割非課税となる世帯と、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯の子どもというのは、令和6年4月2日以降生まれの人も対象になるのでしょうか。いつまでが対象になるのか教えてください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。
同じ対象者でございまして、平成17年4月2日に生まれた子どもさんと、それ以降にお生まれになった方も対象と考えております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 もう一つお願いします。いつまでに生まれた子どもが対象になるか、現時点で分かっている範囲でお教えてください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。水谷委員の御質問にお答えいたします。
子どもの対象範囲は、平成17年4月2日から令和6年4月1日までに生まれたお子様を対象と考えております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 国からの事業に対してスムーズに地方自治体が行うことに反対はできません。むしろ、きちんと、スムーズに行っていただきたいと思うんですが、今回の補正予算、阿南市が実施する給付要綱について詳しく書かれたものがありませんので、今後、このような議案を出されるときには給付要綱をしっかりと示していただきたいと思います。原案については賛成いたします。以上です。

金久委員長 ほかにございますか。広浦委員。

広浦 委員 教えていただければと思います。提案理由の③番なんですけれども、令和6年度課税において新たに住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯になった世帯とあるんですけれども、令和6年度課税というのが確定するのが令和6年度の7月かなと思うんですけれども、これは、迅速に早く対応してくださいというような国からの通達があるのでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。
令和6年度新たにという部分ですが、阿南市におきまして、令和6年度の課税は（令和6年6月1日以降となります。国のほうからは、令和6年度住民税情報をもとに、令和6年のできる限り早い時期に給付開始というのが出ております。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 この③の、令和6年度課税においてというのは、令和6年度の6月以降という言葉でいいんですね、分かりました。以上です。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 この物価高騰対策支援給付金につきましては、市民の皆さんが給付を待ち望んでいます。今も委員から質問があったように、懇切丁寧にお聞きしているという状況ですから、市民のために分かっていたきたいという思いからの発言だと思いますが、中には「財政が大変になるから」、「能登半島地震などでもらえない」、「受け取りたくない」というようなことを思う方がいらっしゃるようですが、給付金を受け取らないという選択はできるのか、教えてください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。福谷委員の御質問にお答えいたします。
支給対象者に対して、給付金の申請書等を送付する予定でございますが、その申請書の中に、選択肢として、給付金を受け取らないチェック欄を作りますので、そこにチェックして返送していただければ、市といたしましては、給付金の支給はしないことといたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 安心しました。受け取らないというチェック欄がありますので、しっかりとそこにチェックを入れていただける方についてはお願いしたいと思います。
続いて、1月9日の文教厚生委員会で、この給付金を受けるためには、申請者はどのようなものを準備しておけばいいのか質問しました。そのときの回答が、申請書と預金通帳の写しが必要で、代理人の申請の場合には、申請書と代理人の本人確認書類と預金通帳の写しが必要だと回答がありましたが、再度お聞きします。申請するにはどのようなものを添付すればいいのか、お聞かせください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。福谷委員の御質問にお答えいたします。
1月9日の文教厚生委員会において、給付金を受け取るためにはどのような書類が必要かという御質問に対し、申請書と、預金通帳等の写しで申請ができ、代理人が申請する場合には本人確認が必要と御答弁いたしましたが、国の交付金を活用するので、県に確認を行い、再度、要綱案の見直しを協議し、基本的には本人が申請する場合でも、申請書と預金通帳等の写しのほかに本人確認書類を添付していただくことといたしました。また、代理人が申請する場合においても、申請書と世帯主及び代理人の本人確認書類と通帳の写しが必要となります。
なお、本人確認の書類は、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しを添付していただくことを想定しております。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。今までも、こういったような給付金事業をした場合に、届いたら封筒をそのまま持ってきてという人がいますので、できたらその封筒の裏に持参してくるものということで、本人が分かるように、これが要りますよと、代理人の場合は

こうですと、というかたちのものを、記載をお願いしたいと思います。というのは、来ていただいてまた帰ってもらうという事案がやっぱり過去に発生しておりますので、その点については少し工夫をしていただきたいと思います。以上です。

金久委員長 要望でよろしいでしょうか。

福谷 委員 はい。

金久委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第20議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 異議なしと認めます。よって、第20号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第
8号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

金久委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。
本委員会を閉じることいたします。
閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 文教厚生委員会を開催していただきまして誠にありがとうございました。また、提案
させていただきました案件につきまして、原案どおり御承認を賜り、厚くお礼を申し上げ
ます。審議の中で賜りましたさまざまな御意見、また御提言につきましては、今後の
市政運営に活かしてまいりたいと存じます。誠に世話になりました。ありがとうございました。

金久委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 13:47
